

## 個人情報保護委員会（第29回）議事概要

- 1 日時：平成28年1月27日（金）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（案）について（医療介護分野・医療保険分野）

事務局から、資料に基づいて説明を行った。

丹野委員から「現行のガイドラインの様々な事例は、個人情報の保護と良質な医療の提供の両方を満たすための、また患者の立場も考えた医療分野特有の運用上の工夫であり、これが本ガイドランス案でも維持されることは、実務運用の継続性等の観点から適切と考える」という旨の発言があった。

大滝委員から「現行ガイドラインの『匿名化』と今回の法改正による『匿名加工情報』が混同されないよう、本ガイドランス案では両者を明確に整理した上で『匿名化』をこれまでどおり維持しており、現場からの支持も得られるものとする」という旨の発言があった。

宮井委員から「本ガイドランス案で示された要配慮個人情報の取得時における本人同意の在り方等は、医療現場への配慮や患者の負担軽減の観点から合理的な解釈である」という旨の発言があった。

嶋田委員から「これまでガイドラインという名称で認識されているものについて今回ガイドランスという名称とした理由を再度確認したい」という旨の発言があった。これに対し事務局から「現行ガイドラインは、個人情報保護法に沿って医療介護の現場又は医療保険事務の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点・事例をまとめた内容であり、その考え方をより明確とするため、ルールや規律を定めるガイドラインとは区別し、ガイドランスと整理したところである。名称を含め、厚生労働省とも協力し、周知・広報に努めてまいりたい」という旨を述べた。

堀部委員長から「この内容でパブリックコメントを実施し、様々な意見を踏まえ、更に検討を進めたい」という旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを実施することとなった。

- (2) 議題2：行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用に関する新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活

活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について事務局から資料に基づき説明を行い、共同請議の手続を進めていくことについて了承された。

(3) 議題3：マイナンバーガイドライン改正案のパブリックコメント実施について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

嶋田委員から「分量の多い今回の改正が実質的な改正であると誤解されないよう、形式的な改正であることを丁寧に説明することが重要」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、パブリックコメントの手続を進めていくこととなった。

(4) 議題4：独自利用事務の届出書の承認について

事務局から、地方公共団体から提出された独自利用事務の情報連携に係る届出書について、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「29年7月からマイナンバーによる情報連携が始まるが、独自利用事務における情報連携は、番号利用の利便性を実感する端緒になると思われる」という旨の発言があった。

届出について承認され、公表の手続を進めていくこととなった。

(5) 議題5：海外出張報告について

事務局から海外出張について報告を行った。

熊澤委員から「1月10日に欧州委員会が出した政策文書にあるとおり、EUは日本をトッププライオリティに据えているが、この機運を生かして技術的な議論を精力的に進めて欲しい」という旨の発言が、手塚委員から「欧州委員会司法総局だけでなく、データ保護スーパーバイザー、欧州委員会副委員長官房及び欧州議会議員等の様々な相手方に、当委員会についてしっかりと説明できたことは大変有意義。今後は、EU加盟国のデータ保護機関とも精力的に議論して欲しい」という旨の発言が、また、堀部委員長から「このようなEUとの議論を今後も進めていきたい」という旨の発言があった。

以上